

香川県条例第7号

香川県計量検定所条例の一部を改正する条例

香川県計量検定所条例（平成12年香川県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(手数料) 第3条 略			(手数料) 第3条 計量検定所に検定、検査等を依頼しようとする者は、別表に定める額の手数料を納入しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、これを減免することができる。 2 略		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
種別	区分	金額	種別	区分	金額
1 法第16条第1項第2号イの検定	(1) 質量計 ア はかり (ア) 日本工業規格 B 7611-2 に定める精度等級（以下「精度等級」という。）1級のはかり（以下「1級はかり」という。） 略 ひょう量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの ひょう量が100キログラムを超えるもの	1個 <u>9,400円</u> 1個 <u>9,400円</u> に、 100キログラム又は100キログラムに満たない端数を増すごとに6,200円を加えた額	1 法第16条第1項第2号イの検定	(1) 質量計 ア はかり (ア) 日本工業規格 B 7611-2 に定める精度等級（以下「精度等級」という。）1級のはかり（以下「1級はかり」という。） 略 ひょう量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの ひょう量が100キログラムを超えるもの	1個 <u>9,300円</u> 1個 <u>9,300円</u> に、 100キログラム又は100キログラムに満たない端数を増すごとに6,200円を加えた額

	(イ)・(ウ) 略 イ・ウ 略 (2)～(4) 略		
2・3 略			
4 法第 19条第 1項の 定期検 査	(1) 略		
	(2) 1級はかり ひょう量が30キログラム 以下のもの	1個	<u>4,900円</u>
	ひょう量が30キログラム を超え100キログラム以 下のもの	1個	<u>9,400円</u>
	ひょう量が100キログラ ムを超えるもの	1個	<u>9,400円</u> に、 100キログラム又 は100キログラム に満たない端数を 増すごとに6,200 円を加えた額
	(3)・(4) 略 略		
5～16 略			

	(イ)・(ウ) 略 イ・ウ 略 (2)～(4) 略		
2・3 略			
4 法第 19条第 1項の 定期検 査	(1) 略		
	(2) 1級はかり ひょう量が30キログラム 以下のもの	1個	<u>4,800円</u>
	ひょう量が30キログラム を超え100キログラム以 下のもの	1個	<u>9,300円</u>
	ひょう量が100キログラ ムを超えるもの	1個	<u>9,300円</u> に、 100キログラム又 は100キログラム に満たない端数を 増すごとに6,200 円を加えた額
	(3)・(4) 略 略		
5～16 略			

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。